

# 久喜市事業者・農業者物価高騰等対策給付金 (FAQ)

## 1 給付金の対象・要件について

- 問 1 - 1 給付金の対象者は。
- 問 1 - 2 給付額は。
- 問 1 - 3 給付要件は。
- 問 1 - 4 市外に本社があるが、市内に店舗がある場合は対象となるか。
- 問 1 - 5 市内に本社があるが、市外に店舗がある場合は対象となるか。
- 問 1 - 6 令和 4 年に開業したが、本給付金の対象となるか。
- 問 1 - 7 複数の事業所を営んでいる場合、事業所単位での申請は可能か。
- 問 1 - 8 個人事業主やフリーランスは対象となるか。
- 問 1 - 9 既に廃業している場合は受給できるか。
- 問 1 - 10 事業者、運輸業者及び農業者のいずれの要件も満たすが、事業者（5万円）、運輸業者（10万円）及び農業者（5万円）のそれぞれ（計20万円）を申請できるか。

## 2 申請手続き・申請書類について

- 問 2 - 1 申請期間は。
- 問 2 - 2 申請方法は。
- 問 2 - 3 申請書の書き方は。
- 問 2 - 4 申請書の入手方法は。
- 問 2 - 5 申請に必要な書類（添付書類）は。
- 問 2 - 6 申請から給付までの期間は。

## 1 給付金の対象・要件について

問1-1 給付金の対象者は。

回答：市内に事業所等を有している「事業者」、「運輸業者」及び「農業者」が対象で、詳細は次のとおりです。

①事業者：市内に事業所又は事務所を有している中小企業等※

②運輸業者：市内に事業所又は事務所を有している、「旅客自動車運送事業」若しくは貨物自動車運送事業」を営む中小企業等

③農業者：市内に住所又は事業所を有し、市内で農業を営む個人、法人及び団体

※中小企業等は、大企業を除く法人、個人事業主、医療法人、NPO法人などが含まれます。

問1-2 給付額は。

回答：給付対象者により給付額は異なり、詳細は次のとおりです。

①事業者：5万円 ②運輸業者：10万円 ③農業者：5万円

※1事業者につき、①～③のいずれかを1回限りで支給(併用不可)。

問1-3 給付要件は。

回答：給付対象者により要件は異なり、詳細は次のとおりです。

### 【事業者、運輸業者】

- ・令和4年1月から6月までの間の任意の1か月の売上が、平成31年から令和3年の任意の年の同月と比較して、20%以上減少していること。
- ・運輸業者については、旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を行うための許可を受けていること。(許可がない場合は、必要な届出を行っていること)。
- ・個人の事業者又は運輸業者については、令和3年分の事業所得の申告を行っていること。

### 【農業者】

- ・令和3年分の農業所得の申告を行っていること。

### 【共通事項】

- ・市税に滞納がないこと
- ・給付金の給付後においても、事業を継続する意思を有すること。

問1-4 市外に本社があるが、市内に店舗がある場合は対象となるか。

回答：対象となります。

問1-5 市内に本社があるが、市外に店舗がある場合は対象となるか。

回答：対象となります。

問1-6 令和4年中に開業したが、本給付金の対象となるか。

回答：令和3年7月以降に開業した場合は、対象となりません。

問1-7 複数の事業所を営んでいる場合、事業所単位での申請は可能か。

回答：事業者単位での申請になるので、市内に複数の事業所を構えていても1事業者につき1回の申請となります。

問1-8 個人事業主やフリーランスは対象となるか。

回答：対象となります。ただし、事業による収入が確定申告書の「事業所得(営業等)」欄に記載されている場合に限りです。

問1-9 既に廃業している場合は受給できるか。

回答：対象となりません

問1-10 事業者、運輸業者及び農業者のいずれの要件も満たすが、事業者（5万円）、運輸業者（10万円）及び農業者（5万円）のそれぞれ（計20万円）を申請できるか。

回答：事業者、運輸業者及び農業者のいずれの要件を満たしている場合は、いずれかを選択して、申請することとなります。

## 2 申請手続き・申請書類について

問2-1 申請期間は。

回答：令和4年8月1日(月)から令和4年11月30日(水)まで

問2-2 申請方法は。

回答：「郵送」、「窓口」及び「電子」の3つの申請方法があります。

【郵送の場合】次の宛先に提出。 ※当日消印有効

(事業者・運輸業者の方)

〒346-0912 久喜市菖蒲町新堀 38 久喜ブランド推進課あて

(農業者の方)

〒346-0912 久喜市菖蒲町新堀 38 農業振興課あて

【窓口の場合】次の窓口へ提出。

・菖蒲総合支所1階「久喜ブランド推進課」(事業者・運輸業者の方)

・菖蒲総合支所3階「農業振興課」(農業者の方)

・本庁舎1階「環境経済・教育分室」

・栗橋総合支所1階「総務管理課」

・鷺宮総合支所1階「総務管理課」

【電子申請の場合】

「久喜市電子申請・届出サービス」から電子申請をする。

市ホームページ(市ホームページトップ>市政情報>事業者の方へ>事業者向け支援情報>久喜市事業者・農業者物価高騰等対策給付金)から申請可能

【ホームページ URL】

<https://www.city.kuki.lg.jp/shisei/jigyo/shienjyoho/bukkakoutou.html>



問2-3 申請書の書き方は。

回答：「申請書(記入例)」を参照下さい。

問 2 - 4 申請書の入手方法は。

回答：本庁舎 1 階「環境経済・教育分室」、菖蒲総合支所 1 階「久喜ブランド推進課」、菖蒲総合支所 3 階「農業振興課」、栗橋総合支所 1 階、「総務管理課」、鷺宮総合支所 1 階「総務管理課」の窓口で受け取ることができます。  
また、申請書等の様式は、市ホームページに掲載しているのので、そちらからのダウンロードも可能です。

問 2 - 5 申請に必要な書類（添付書類を含む）は。

回答：次のとおりとなります。

【共通事項】

- ・事業者・農業者物価高騰等対策給付金申請書兼請求書(様式第1号)。
- ・振込先が確認できる書類。  
(例)通帳等のコピー：金融機関名、本支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるページ

【事業者、運輸業者】

- ・売上等計算書(別紙)。
- ・令和4年1月から6月までの間の任意の1か月の売上が、平成31年から令和3年の任意の年の同月の売上が確認できる書類。  
(例)売上帳簿、試算表、青色決算書、法人事業概況説明書などのコピー
- ・事業所又は事務所が市内に所在していることが確認できる書類。  
(例)許認可書、賃貸借契約書、公共料金の領収書などのコピー
- ・運輸業者については、「旅客自動車運送事業」若しくは「貨物自動車運送事業」に係る「許可書若しくは更新許可書」または「許可申請(届出)書」のコピー
- ・事業者若しくは運輸業者で個人事業主の方は、令和3年分の確定申告書 B 第一表のコピー。

【農業者】

- ・市内に住所又は事業所を有していることが確認できる書類。  
(例)確定申告書、運転免許証などのコピー
- ・令和3年分の確定申告書 B 第一表のコピー。

【共通事項】

- ・市税に滞納がないこと。
- ・給付金の給付後においても、事業を継続する意思を有すること。

問 2 - 6 申請から給付までの期間は。

回答：申請書受理日から概ね4週間程度を予定しています。

※審査・給付状況を市ホームページでお知らせします。